証券コード　6022
平成27年６月11日

株　主　各　位

東京都千代田区有楽町一丁目７番１号
株式会社 赤阪鐵工所
代表取締役社長　赤　阪　全　七

第117期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第117期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後５時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

1. 日　　時　　平成27年６月26日（金曜日）午前10時
2. 場　　所　　静岡県焼津市柳新屋670番地の６
　　当社センタービル　３階　会議室
　　（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
　報告事項　第117期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
　決議事項
　　第１号議案　剰余金処分の件
　　第２号議案　監査役２名選任の件
　　第３号議案　退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.akasaka-diesel.jp/）に掲載させていただきます。
◎当日はクールビズにて実施させていただきますので、株主さまにおかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

（提供書面）

事　業　報　告

［平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで］

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度における国内経済は、政府の経済政策の継続や日銀による追加金融政策等によって、輸出関連企業を中心に企業収益の改善が進み、緩やかな回復基調にあります。また、円安による輸入価格上昇を原油安が相殺し、企業収益にはプラスに作用しております。一方、欧州や中東の不安定な経済情勢、中国経済成長率の鈍化から先行きは安定感を欠くものとなっております。

このような状況の中、当事業年度における海運関連業界は、大手造船会社中心に船価は横這いなるも、現状は円安効果の享受で業績の回復が見られます。一方、舶用エンジンメーカーはエンジン本体の安値据置き、傭船料の低迷による部品買い控え等で、苦しい業容を強いられております。

このような環境下、当社といたしましては、経営の安定化を目指し全力を挙げて営業及び生産に努力を重ねました結果、当事業年度の総受注高は81億23百万円（前期比27.4％減）、総売上高は100億98百万円（前期比6.3％減）、期末受注残高は31億82百万円（前期比42.8％減）となりました。

営業面では、舶用部門は主機関の受注の減少や、翌期へのずれ込み等により、売上台数・金額とも前期を大幅に下回り、それを埋めるべく部品及び修理工事等の売上に注力しましたが、目標に届かず厳しい状況となりました。また、仕事量確保のために注力した、単体鋳物、加工品等の陸上部門の売上も前期を下回り厳しい結果となりました。生産面では、材料費を始め各費用の削減に努力し、製造コストの低減に注力してきましたが、新機種３台の開発費用負担や環境対応形エンジンの原価高部分を売価に転嫁できなかったことを主要因に採算面でも厳しいものとなりました。

以上の結果、当事業年度の経常損失は１億90百万円（前期　経常利益18百万円）、当期純損失２億26百万円（前期　当期純利益28百万円）となりました。

来期の見通しといたしましては、内航船の老齢化によるリプレイス機運があるものの、傭船料の低迷が長引くことが予想されることから、当面急激な受注回復は見込めない状況が予想されます。当社といたしましては、環境対応形機関の開発促進、部分負荷性能に優れる電子制御式燃料噴射技術の開発等により、お客様のニーズに合致した製品を供給し受注確保に努めてまいります。また、当社の大型機械設備を活用して陸上部門の受注を拡大してまいります。製造面では、内製化の拡大、リードタイム短縮、品質ロス削減により製造コストの低減に一層注力してまいります。また間接部門では一層の効率化を進めることで、収益確保に邁進してまいる所存であります。

この様な見通しのもと、来期は売上高80億円、経常利益１億50百万円、当期純利益１億円を計画しております。

次に、当事業年度の部門別業績につきましては、下記のとおりであります。

○　舶用部門のうち主機関は、エンジン価格の安値据置きの中、当事業年度の売上高は55億21百万円（前期比12.5％減）となりました。
部分品及び修理工事並びに舶用関連機器は、営業努力により前期を上回ったものの、当初の目標に届かず、売上高37億３百万円（前期比2.2％増）となりました。

○　陸上部門は、仕事量確保のため積極的に営業活動を行った結果、鋳造品は４億60百万円（前期比10.3％増）、産業機械等加工組立工事は３億56百万円（前期比3.8％増）で陸上部門全体の売上高は８億73百万円（前期比3.4％増）となりました。

②　設備投資の状況

当事業年度に実施しました設備投資は総額70百万円であります。
新機種機関用木型等が主であり、大きな設備投資はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区分＼年度	第114期 平成23年度	第115期 平成24年度	第116期 平成25年度	第117期(当期) 平成26年度
売上高（百万円）	11,378	10,975	10,777	10,098
経常利益(△損失)（百万円）	△146	220	18	△190
当期純利益(△純損失)（百万円）	△177	142	28	△226
1株当たり当期純利益(△純損失)　(円)	△11.63	9.30	1.84	△14.82
総資産（百万円）	15,389	14,707	13,795	13,515
純資産（百万円）	8,006	8,210	8,180	7,909

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、海運・造船市況の厳しい中、以下の項目を対処すべき課題として捉え、これらを具体的施策（アクションプログラム）に落とし込んだ上、課題の克服に継続的に取り組み企業価値の向上を図ってまいります。

- 主機関の受注量確保と契約価格改善、部品及び修理工事の売上確保並びに品質管理の強化、工程管理・経費管理の厳格化による利益創出
- 設計段階からの製造方法見直し、購入品費の低減と大型設備の稼働率向上によるコストダウン
- 陸上部門の売上増加等による仕事量の確保及び新規事業への取り組み強化
- ISO基本方針、QMS順守等による品質確保
- 教育・指導の実践、各種資格の取得等による人材育成
- キャッシュ・フロー重視
- 内部統制の徹底、コンプライアンスの維持・継続による経営基盤強化

(5) 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

一般客貨船・漁船用主機関、船内補助機関、動力・発電用各種ディーゼル機関の製造販売及び修理を主たる事業とし、併せて、産業機械等加工組立工事、鋳造品、消音器、軸馬力計、土木機械等諸機械器具の製造販売（一部賃貸）を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況

① 主要な営業所及び工場（平成27年３月31日現在）

本　　社	東京都千代田区有楽町一丁目７番１号
センタービル	静岡県焼津市柳新屋670番地の６
中 港 工 場	静岡県焼津市中港四丁目３番１号
豊 田 工 場	静岡県焼津市柳新屋670番地
営　業　所	東京都千代田区、焼津市、今治市

② 使用人の状況（平成27年３月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
304名	14名減	43.1歳	19.5年

（注） 使用人数は就業人員（常用パートを含む）であります。

(7) 主要な借入先及び借入額（平成27年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社静岡銀行	790百万円
株式会社清水銀行	149
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	128
株式会社日本政策投資銀行	123

(8) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況（平成27年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　32,000,000株
② 発行済株式の総数　15,400,000株
③ 株主数　1,881名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
アカサカ共栄会	2,050 千株	13.4 %
CBLDN DNB S/A FEARNLEY SECURITIES AS-CLIENTS	985	6.4
赤阪忍	735	4.8
株式会社静岡銀行	643	4.2
株式会社みずほ銀行	643	4.2
赤阪全七	457	3.0
東京アカサカ共栄会	451	2.9
三菱重工舶用機械エンジン株式会社	412	2.7
久門喜久男	254	1.7
明治安田生命保険相互会社	240	1.6

（注） 持株比率は自己株式（102,830株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	赤阪全七	
代表取締役副社長	杉本　昭	
常務取締役	木村充宏	総務経理管掌
常務取締役	赤阪治恒	営業管掌
取締役	竹内郁夫	執行役員営業本部長
取締役	美澤啓介	執行役員製品本部長
取締役	佐々木雄也	執行役員総務本部長
取締役	成岡芳夫	執行役員製品本部副本部長
常勤監査役	櫻井鎭夫	
監査役	杉浦　孝	
監査役	伊藤鋭一	
監査役	塩田　潔	

（注）1. 監査役伊藤鋭一氏及び監査役塩田　潔氏は、社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

2. 監査役杉浦　孝氏は、当社内の経理関連部門で経理経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
監査役伊藤鋭一氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

3. 当社は執行役員制度を導入しております。なお、取締役兼務者以外の執行役員は以下のとおりであります。

氏　　名	役　　位	担　　当
藤田勝也	執行役員営業本部副本部長	営業管理担当
田中一良	執行役員製品本部副本部長	調達・生産管理担当

4. 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は従来、当社事業の現場に精通した社内出身者である取締役を中心に、迅速かつ当社事業の特性をふまえた意思決定を取締役会で行うことを重視しており、社外取締役の選任は行って参りませんでした。

当社と致しましても、経営への監督を強化するための社外取締役の選任の有効性に関する近時の議論をふまえ、現在、社外取締役の候補者の選定を行っております。

しかしながら、取締役として重要な経営上の意思決定に参加頂く以上、企業経営への理解に加えて、当社が属する造船関連業界に関する知見を有した方である必要があり、また、経営への客観的な意見を頂くため、当社経営者からの独立性を有する必要があると考えております。

そして、現時点で、これらの要件を満たす方の選定に至っておりません。

本総会においては社外取締役の選任議案を上程しておりませんが、引き続き、当社の社外取締役として適切な人材の確保に向けて、検討を行って参ります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支 給 人 員	報酬等の額
取　締　役	10名	102百万円
監　査　役 （うち社外監査役）	4 （ 2）	21 （ 6）
合　　計	14	123

（注）1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成５年６月29日開催の第95期定時株主総会において月額18百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成５年６月29日開催の第95期定時株主総会において月額３百万円以内と決議いただいております。
4. 上記報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額12百万円（取締役11百万円、監査役１百万円）を含んでおります。
5. 上記報酬等の額のほか、平成26年６月27日開催の第116期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役２名に対し11百万円を支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（12回開催）		監査役会（９回開催）	
	出席回数	出　席　率	出席回数	出　席　率
監査役　伊藤鋭一	12回	100%	９回	100%
監査役　塩田　潔	12	100	9	100

・取締役会及び監査役会における発言状況

監査役　伊藤鋭一　出席した取締役会及び監査役会において、社外監査役として決議事項や報告事項について適宜質問をするとともに、主に財務の面から必要に応じて意見を述べております。

監査役　塩田　潔　出席した取締役会及び監査役会において、社外監査役として決議事項や報告事項について適宜質問をするとともに、主に技術の面から必要に応じて意見を述べております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称　　東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合し、且つ社会的責任及び企業倫理を果たすため「企業行動憲章」（コンプライアンス・ポリシー）を定め、それを役員及び従業員に周知徹底する。

② コンプライアンス担当役員を置き、またコンプライアンス担当部署を設置する。コンプライアンス担当部署は、コンプライアンスマニュアルを作成し役員及び従業員に周知徹底する。

③ 各本部は、それぞれの本部に関するコンプライアンスの管理を行い、各本部長は、各本部のコンプライアンス責任者として、コンプライアンスの状況を必要に応じ取締役会に報告する。尚、各本部に属さないグループ・室については、コンプライアンス責任者として所管の担当役員がこれに充たる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、情報管理規程を作成し、その保存媒体に応じて適切且つ確実に検索性の高い状態で保存・管理する。又、保存期間については規程に基づき必要に応じ期間を定め、期間中は閲覧可能な状態を維持する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① リスク管理体制の基礎としてリスク管理規程を定め、担当役員を置き、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。

② 各本部は、それぞれの本部に関するリスク管理を行い、各本部長は、各本部のリスク管理責任者としてリスクの状況を必要に応じ取締役会に報告する。尚、各本部に属さないグループ・室については、リスク管理責任者として所管の担当役員がこれに充たる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 中期計画に基づき、会社として達成すべき目標を明確にするとともに、取締役ごとの業績目標を明確にする。

② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月１回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に取締役会を開催し執行決定を行うものとする。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① コンプライアンス担当部署はコンプライアンス・プログラムを策定し、それを実施することにより、役員及び従業員に対しコンプライアンスの知識を高め、尊重する意識を醸成する。

② 執行部門から独立した組織として総合内部監査室にてコンプライアンス体制の浸透状況をチェックする。

③ 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実について社内報告体制として社内通報システムを整備する。

(6) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

リスク管理規程に基づき、リスクの評価及び管理体制を適切に構築する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役を補助すべき使用人として監査役は必要な人員を置くことができる。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては事前に監査役の同意を得るものとする。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

① 役員及び従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生、又は発生する恐れがあるとき、役員及び従業員による違法、又は不正な行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めた事項が生じたときは監査役に報告する。

② 前記に拘わらず、監査役はいつでも必要に応じて役員及び従業員に対して報告を求めることができる。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 役員及び従業員は監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。

② 監査役は代表取締役と随時意見交換を行い、又、総合内部監査室との連携を図り適切な意思疎通及び効果的に監査業務の遂行を図るとともに取締役との相互牽制を図る。

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

単位　千円（未満切捨）

資産の部		負債の部	
１　流動資産	**8,921,040**	**１　流動負債**	**4,196,435**
現金及び預金	2,923,987	支払手形	805,282
受取手形	975,738	買掛金	2,097,424
電子記録債権	320,002	短期借入金	174,980
売掛金	1,948,393	長期借入金（一年以内返済）	355,104
原材料及び貯蔵品	491,640	社債（一年以内償還）	72,000
仕掛品	2,097,687	未払金	17,051
前払費用	4,890	未払費用	271,320
繰延税金資産	120,399	未払法人税等	9,420
その他の流動資産	60,588	前受金	147,732
貸倒引当金	△22,287	賞与引当金	115,500
		製品保証引当金	32,578
		設備関係支払手形	22,847
		その他の流動負債	75,194
２　固定資産	**4,594,781**	**２　固定負債**	**1,409,503**
有形固定資産	**2,942,360**	社債	204,000
建物	1,426,647	長期借入金	661,562
構築物	153,863	退職給付引当金	100,347
機械及び装置	594,015	役員退職慰労引当金	171,828
車両及び運搬具	8,131	繰延税金負債	172,716
工具器具及び備品	46,004	その他の固定負債	99,049
土地	683,347	**負債の部計**	**5,605,938**
建設仮勘定	30,349		
無形固定資産	**20,532**	**純資産の部**	
ソフトウエア	14,981	**１　株主資本**	**7,586,726**
その他の無形固定資産	5,550	**資本金**	**1,510,000**
投資その他の資産	**1,631,888**	**資本剰余金**	**926,345**
投資有価証券	1,119,129	資本準備金	926,345
関係会社株式	9,052	**利益剰余金**	**5,182,022**
出資金	373	利益準備金	377,500
長期貸付金	35,811	その他利益剰余金	4,804,522
長期預金	300,000	固定資産圧縮積立金	98,907
その他の投資	188,751	特別償却準備金	49,406
貸倒引当金	△21,230	別途積立金	3,930,030
		繰越利益剰余金	726,177
		自己株式	**△31,642**
		２　評価・換算差額等	**323,157**
		その他有価証券評価差額金	353,969
		繰延ヘッジ損益	△30,812
		純資産の部計	**7,909,883**
資産の部合計	**13,515,822**	**負債・純資産の部合計**	**13,515,822**

損　益　計　算　書

［平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで］

単位　千円（未満切捨）

科目	金	額
売上高		**10,098,693**
売上原価		**8,851,303**
売上総利益		**1,247,389**
販売費及び一般管理費		1,478,849
営業損失		**231,459**
営業外収益		
受取利息	2,558	
受取配当金	18,405	
スクラップ売却益	25,922	
受取技術料	19,178	
その他	14,691	80,756
営業外費用		
支払利息	33,965	
その他	5,895	39,861
経常損失		**190,565**
特別利益		
投資有価証券売却益	269	269
特別損失		
曳船費用	26,506	26,506
税引前当期純損失		**216,802**
法人税、住民税及び事業税	4,336	
法人税等調整額	5,525	9,861
当期純損失		**226,664**

株主資本等変動計算書

［平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで］

単位　千円（未満切捨）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			
					固定資産圧縮積立金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	1,510,000	926,345	926,345	377,500	98,776	94,908	3,930,030	1,047,920
会計方針の変更による累積的影響額								△109,846
会計方針の変更を反映した当期期首残高	1,510,000	926,345	926,345	377,500	98,776	94,908	3,930,030	938,074
当期変動額								
剰余金の配当			—					△30,603
当期純損失（△）			—					△226,664
自己株式の取得			—					
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金等の増加			—		4,928	1,952		△6,880
固定資産圧縮積立金等の取崩			—		△4,797	△47,454		52,251
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	131	△45,501	—	△211,896
当期末残高	1,510,000	926,345	926,345	377,500	98,907	49,406	3,930,030	726,177

	株主資本			評価・換算差額等			純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計						
当期首残高	5,549,136	△30,984	7,954,498	232,819	△6,910	225,909	8,180,407
会計方針の変更による累積的影響額	△109,846		△109,846				△109,846
会計方針の変更を反映した当期期首残高	5,439,290	△30,984	7,844,651	232,819	△6,910	225,909	8,070,560
当期変動額							
剰余金の配当	△30,603		△30,603				△30,603
当期純損失（△）	△226,664		△226,664				△226,664
自己株式の取得	—	△657	△657				△657
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金等の増加	—		—				—
固定資産圧縮積立金等の取崩	—		—				—
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）				121,150	△23,902	97,248	97,248
当期変動額合計	△257,267	△657	△257,925	121,150	△23,902	97,248	△160,676
当期末残高	5,182,022	△31,642	7,586,726	353,969	△30,812	323,157	7,909,883

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

・時価のあるもの　事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額金は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　移動平均法による原価法

② 関連会社株式　移動平均法による原価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

・製品、仕掛品　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・原材料、貯蔵品　移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）　定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（付属設備を除く）は定額法）

② 無形固定資産（リース資産を除く）　定額法（自社利用のソフトウエアについては社内における利用可能期間（５年）に基づいております。）

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 製品保証引当金　売上製品の保証費用に充当するため、実績基準により引当計上しております。

④ 退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

1. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

2. 数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法

会計基準変更時差異については15年による按分額を費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

１．会計方針の変更の内容及び理由（会計基準等の名称）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日）を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法に変更いたしました。

２．遡及適用をしなかった理由等

当該会計基準等の適用については、当該会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

３．計算書類の主な項目に対する影響額

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が86,198千円増加し、前払年金費用が83,710千円、繰延税金負債が60,063千円及び利益剰余金が109,846千円それぞれ減少しております。また、当事業年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失はそれぞれ12,422千円増加しております。

⑤　役員退職慰労引当金　　役員（執行役員含む）の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

①　ヘッジ会計の方法　　繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を充たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を充たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

②　ヘッジ手段とヘッジ対象　　ヘッジ手段…金利スワップ、為替予約
ヘッジ対象…借入金に係る金利変動リスク、外貨建金銭債権リスク

③　ヘッジ方針　　借入金の金利変動リスク及び外貨建金銭債権の為替相場の変動リスクをヘッジしております。

④　ヘッジ有効性評価の方法　　ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動またはキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

・消費税等の会計処理　　税抜方式

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	1,279,466千円
機械及び装置	567,390千円
土地	488,702千円
投資有価証券	806,989千円
計	3,142,548千円

担保付債務

社債（１年以内償還分含む）	276,000千円
長期借入金（１年以内返済分含む）	591,040千円
計	867,040千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　14,614,194千円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務は次のとおりであります。

短期金銭債権	3,233千円
短期金銭債務	61,375千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高

営業取引（売上高）	39,771千円
営業取引（仕入高）	550,219千円
営業取引以外の取引（雑収入）	2,189千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	15,400千株	－千株	－千株	15,400千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	98千株	4千株	－千株	102千株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成26年６月27日開催の第116期定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　30,603千円
・１株当たり配当金額　２円
・基準日　平成26年３月31日
・効力発生日　平成26年６月30日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの
平成27年６月26日開催の第117期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額　30,594千円
・１株当たり配当金額　２円
・基準日　平成27年３月31日
・効力発生日　平成27年６月29日
・配当の原資　利益剰余金

(4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因

仕掛品評価損否認額	54,767千円
未払事業税	1,668千円
製品保証引当金	10,695千円
賞与引当金	37,918千円
繰延ヘッジ損益	15,059千円
退職給付引当金	32,171千円
役員退職慰労引当金	55,196千円
貸倒引当金超過額	11,675千円
繰越欠損金	40,924千円
その他	16,540千円
小計	276,618千円
評価性引当額	△97,514千円
計	179,104千円

(2) 繰延税金負債の発生の主な原因

固定資産圧縮積立金	△46,576千円
特別償却準備金	△24,097千円
その他有価証券評価差額金	△160,746千円
計	△231,421千円

(3) 法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年４月１日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.35%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年４月１日から平成28日３月31日までのものは32.83%、平成28年４月１日以降のものについては32.06%にそれぞれ変更されております。

この税率変更による影響は軽微であります。

6. 金融商品に関する注記

1）金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入や社債発行)を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、又、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが６ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後４年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建金銭債権の為替相場の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、１．重要な会計方針に係る事項に関する注記「(4) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、営業管理グループが主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。又、外貨建金銭債権の為替変動リスクを抑制するために為替予約取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、又、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2）金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
(1) 現金及び預金	2,923,987	2,923,987	―
(2) 受取手形	975,738	975,738	―
(3) 電子記録債権	320,002	320,002	―
(4) 売掛金	1,948,393	1,948,393	―
(5) 投資有価証券	1,071,922	1,071,922	―
(6) 長期預金	300,000	290,187	△9,812
資産計	7,540,045	7,530,233	△9,812
(1) 支払手形	805,282	805,282	―
(2) 買掛金	2,097,424	2,097,424	―
(3) 短期借入金	174,980	174,980	―
(4) 社債（１年以内償還予定の社債含む）	276,000	276,000	―
(5) 長期借入金（１年以内返済予定の長期借入金含む）	1,016,666	1,017,477	811
負債計	4,370,353	4,371,165	811

(注) 1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、(4) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価について、上場株式は取引所の価格によっております。

(6) 長期預金

長期預金は、中途解約しない限り元本が保証されており、かつ、利率がマイナスとならないデリバティブ内包型預金（マルチコーラブル預金）であり、その時価は取引先金融機関の組込デリバティブ時価評価額をもとに一体処理した金額によっております。

負　債

(1) 支払手形、(2) 買掛金、(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債

社債の時価については、金額的に重要性が無いため当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、固定金利による長期借入金については金額的に重要性が無いため当該帳簿価額によっております。又、変動金利による長期借入金については金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	47,207

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「投資有価証券」には含めておりません。

7. 持分法損益等に関する注記

１）関連会社に関する事項

当社が有しているすべての関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

２）開示対象特別目的会社に関する事項

当社は、開示対象特別目的会社を有しておりません。

8. 関連当事者との取引に関する注記

・関連会社等

重要性がないため、記載を省略しております。

9. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　517円08銭

(2) １株当たり当期純損失　14円82銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月11日

株式会社　赤 阪 鐵 工 所
　取　締　役　会　　御　中

東　陽　監　査　法　人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　山　内　佳　紀　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　高　津　清　英　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社赤阪鐵工所の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第117期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第117期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び東陽監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月13日

株式会社赤阪鐵工所　監査役会

常勤監査役　櫻井鎭夫　㊞

監査役　杉浦　孝　㊞

社外監査役　伊藤鋭一　㊞

社外監査役　塩田　潔　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第117期は、業績低迷により、当期純損失を計上することとなりましたが、期末配当につきましては、株主各位の日頃のご支援に報いるため、繰越利益剰余金を一部取崩し、下記のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金２円といたしたいと存じます。
この場合の配当総額は30,594,340円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年６月29日といたしたいと存じます。

第２号議案　監査役２名選任の件

現監査役　櫻井鎭夫、杉浦　孝の両氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに監査役２名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	（新任） 鈴木（すずき）　明雄（あきお） （昭和24年８月22日生）	昭和47年３月　当社入社 平成15年１月　当社経理グループ部長 平成18年１月　当社総務本部副本部長 平成18年６月　当社取締役総務本部長 平成26年６月　当社顧問（現任）	12,100株
2	杉浦（すぎうら）　孝（たかし） （昭和13年２月４日生）	昭和36年４月　当社入社 平成４年１月　当社総務部長 平成６年１月　当社総務本部長代理兼経理部長 平成９年３月　当社総務本部長付参事 平成９年６月　当社常勤監査役 平成23年６月　当社監査役（非常勤）（現任）	12,050株

（注）　各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第３号議案　退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

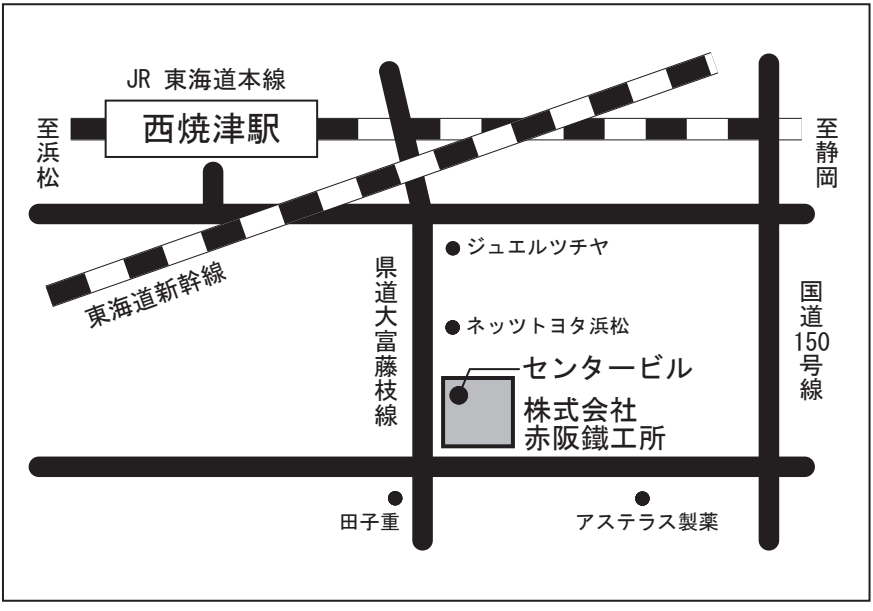
監査役　櫻井鎭夫氏は、本定時株主総会終結の時をもって退任されますので、在任中の労に報いるため、退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。具体的な金額、贈呈の時期、方法につきましては監査役の協議にご一任いただきたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
櫻　井　鎭　夫（さくら　い　しず　お）	平成22年６月　当社監査役 現在に至る

以　上

定時株主総会会場ご案内図



株式会社　赤阪鐵工所
静岡県焼津市柳新屋670番地の６
☎（054）685－6081
ＪＲ東海　西焼津駅南口下車　徒歩８分
お車でお越しの際は、県道大富藤枝線沿いの西門より
お入りください。